

平成 29 年 5 月 29 日

実務対応報告第 34 号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」に関する適正手続の遵守状況の報告

企業会計基準委員会

報告の要約

本報告は、企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）が、平成 29 年 3 月 29 日に公表した実務対応報告第 34 号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 34 号」という。）の開発に関して、適正手続の遵守状況を、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）第 29 条に従って、報告するものである。

当委員会は、当該実務対応報告第 34 号の開発に係る公開草案及び実務対応報告の公表に関する適正手続の遵守状況について、適正手続規則の各条文に照らして検討を行った。その検討の結果、適正手続の遵守状況について、重要な問題は見受けられなかった。

I. 本報告の目的

1. 本報告は、実務対応報告第 34 号の開発に関して、適正手続の遵守状況を、適正手続規則第 29 条に従って、報告するものである。

II. 適正手続の遵守状況

2. 適正手続規則に定められる条文ごとの適正手続の遵守状況は以下のとおりである。

審議テーマの決定

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
委員会による審議 テーマの決定	第 22 条 第 3 項 委員会は、第 1 項のほか、緊急性がある等の場合、委員会の審議において審議テーマを決定できる。	平成 28 年 7 月 13 日に開催された第 340 回親委員会 ¹ において、基準諮問会議より、マイナス金利に係る種々の会計上の論点への対応について、必要に応じて適時に対応を図ることの依頼を受けた。 その後、平成 28 年 11 月 18 日に開催された第 349 回親委員会より検討が行われた。

公開草案の公表

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
公開草案に関する 企業会計基準委員会 及び専門委員会の 審議の状況	第 7 条 第 1 項 委員会の議事は、原則として一般に公開し、議場の座席数の許容範囲内において、傍聴を認めるものとする。ただし、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めるときは、議事を非公開とすることができる。	親委員会において 5 回、専門委員会において 1 回の審議が公開で行われた。詳細は（別紙）を参照のこと。
	第 9 条 第 1 項	審議資料は、準備の都合上、親

¹ 「親委員会」は、会合としての企業会計基準委員会を指す。

	<p>委員が検討する十分な期間を確保するために、委員会の事務局は、原則としておおむね 1 週間前に審議資料を委員に送付する。</p>	<p>委員会及び専門委員会の2～3日前の送付となった例が散見された。</p>
	<p>第 13 条 委員会の委員は原則として会議に直接参加する。ただし、委員会がやむを得ないと認める場合、委員は、委員会に電話、テレビ会議又は類似した通信手段を使用して出席することができる。</p>	<p>親委員会及び専門委員会において出席委員は直接参加しており、電話、テレビ会議又は類似した通信手段が使用されたことはなかった。</p>
	<p>第 14 条 第 5 項 委員が委員会を欠席した場合、書面を提出して意見を表明することができる。欠席した委員から書面にて意見が表明された場合、審議の過程において欠席した委員からの意見である旨を添えて説明する。</p>	<p>親委員会及び専門委員会において、書面にて、欠席した委員から意見が表明されたことはなかった。</p>
<p>アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）の実施状況</p>	<p>第 20 条 委員会は、委員会の審議のために必要と認めた場合、アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）を実施する。アウトリーチは、財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人等を対象として実施する。</p> <p>第 21 条 アウトリーチを実施した場合、原則として、委員会、専門委員会及び IFRS のエンドースメントに関する作業部会の審議において、意見聴</p>	<p>公開草案の検討にあたって、アウトリーチは実施していない。</p>

	取の対象とした者の属性別の回数、聞かれた意見の概要等を報告する。	
公開草案の公表に関する議決（反対意見の取扱い）	第14条 第1項 企業会計基準等及びそれらに関する公開草案及び論点整理並びに修正国際基準及びその公開草案の公表に関しては、定款第56条の定めに従い、委員の5分の3以上の多数を持って議決する。	平成29年1月26日開催の第353回親委員会において公開草案の公表議決が行われ、出席委員13名全員（委員総数14名）の賛成により公表が承認された。この承認を受けて、平成29年1月27日に実務対応報告の公開草案が公表された。
	第14条 第6項 委員会に欠席した委員が書面により議決に参加することは認められない。	出席委員により議決要件が充足され、出席委員により議決が行われた。
公開草案の公開期間	第19条 第3項 前2項による公開の期間は、原則として、2ヶ月以上とする。ただし、重要性や緊急性を勘案し、委員会の議決により、短縮することができる。	平成29年1月27日にコメント募集を開始し、平成29年3月3日までをコメント受付期間(36日)とした。 なお、本実務対応報告は、平成29年3月決算に向けて本論点については早急に取り扱いを示すべきであるとの実務上の要請が聞かれることに対応して、適用時期を平成29年3月31日に終了する事業年度から平成30年3月30日に終了する事業年度までに限って、当面の取扱いを定めるものであり、平成29年3月末までに開発を終了させるために、コメント期間を36日に短縮している。当該コメント期間の短縮について第353回親委員会において了承された。

企業会計基準等の公表

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況																
<p>公開草案に寄せられた意見のホームページへの掲載及び公開草案に寄せられた意見に対する対応のホームページへの掲載</p>	<p>第 19 条第 4 項</p> <p>公開草案及び論点整理に対して寄せられた意見については、提出者名を含めてすべて財務会計基準機構のホームページに公開する。それらの寄せられた意見については、委員会において適時に検討を行い、検討の結果を財務会計基準機構のホームページに公開する。</p>	<p>本公開草案に寄せられた意見は、平成 29 年 3 月 14 日に財務会計基準機構のホームページへ掲載した。なお、寄せられたコメントは、14 件であり、コメント提出者の属性別の内訳は次のとおりである。</p> <p>[団体等]</p> <table border="1" data-bbox="954 792 1353 1039"> <thead> <tr> <th>属性</th> <th>提出者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務諸表作成者</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>財務諸表利用者</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>監査人</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>[個人]</p> <table border="1" data-bbox="954 1137 1353 1285"> <thead> <tr> <th>属性</th> <th>提出者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業経理担当者等</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、本公開草案に寄せられた意見の概要とそれに対する対応は、最終基準公表日の平成 29 年 3 月 29 日に財務会計基準機構のホームページへ掲載した。</p>	属性	提出者数	財務諸表作成者	5	財務諸表利用者	2	監査人	4	合計	11	属性	提出者数	企業経理担当者等	3	合計	3
属性	提出者数																	
財務諸表作成者	5																	
財務諸表利用者	2																	
監査人	4																	
合計	11																	
属性	提出者数																	
企業経理担当者等	3																	
合計	3																	
<p>公開草案に寄せられた意見に関する委員会の審議の状況</p>	<p>第 7 条第 1 項</p> <p>委員会の議事は、原則として一般に公開し、議場の座席数の許容範囲内において、傍聴を認めるものとする。ただし、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めるときは、議事を非公</p>	<p>公開草案の公表後、親委員会において 2 回の審議が公開で行われた。詳細は（別紙）を参照のこと。</p>																

	開とすることができる。	
	<p>第9条第1項 委員が検討する十分な期間を確保するために、委員会の事務局は、原則としておおむね1週間前に審議資料を委員に送付する。</p>	審議資料は、準備の都合上、親委員会の2～3日前の送付となった例が散見された。
	<p>第13条 委員会の委員は原則として会議に直接参加する。ただし、委員会がやむを得ないと認める場合、委員は、委員会に電話、テレビ会議又は類似した通信手段を使用して出席することができる。</p>	親委員会において出席した委員は直接参加していた。電話、テレビ会議又は類似した通信手段を使用したことはなかった。
	<p>第14条第5項 委員が委員会を欠席した場合、書面を提出して意見を表明することができる。欠席した委員から書面にて意見が表明された場合、審議の過程において欠席した委員からの意見である旨を添えて説明する。</p>	親委員会において、欠席した委員による書面を提出しての意見の表明はなかった。
アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）の実施状況	<p>第20条 委員会は、委員会の審議のために必要と認めた場合、アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）を実施する。アウトリーチは、財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人等を対象として実施する。</p> <p>第21条 アウトリーチを実施した場合、原則として、委員会、専門委員会及びIFRSのエンド</p>	公開草案に寄せられたコメントへの対応に関して、アウトリーチは実施していない。

	<p>ースメントに関する作業部会の審議において、意見聴取の対象とした者の属性別の回数、聞かれた意見の概要等を報告する。</p>	
<p>再公開草案の必要性に関する審議の状況</p>	<p>第 19 条第 5 項 企業会計基準等及び修正国際基準を公表する前に、公開草案を再度公表する必要性がないか否かを、委員会において検討する。</p>	<p>本公開草案の最終基準化にあたって、再度公開草案を公表する必要性の有無について平成 29 年 3 月 13 日開催の第 356 回親委員会において審議を行った。 審議の結果、再公開草案の必要性はないことが了承された。</p>
<p>企業会計基準等の公表に関する議決 (反対意見の取扱い)</p>	<p>第 14 条 第 1 項 企業会計基準等及びそれらに関する公開草案及び論点整理並びに修正国際基準及びその公開草案の公表に関しては、定款第 56 条の定めに従い、委員の 5 分の 3 以上の多数を持って議決する。</p>	<p>実務対応報告第 34 号は、平成 29 年 3 月 28 日開催の第 357 回親委員会において出席委員 13 名全員（委員総数 14 名）の賛成により公表することが承認された。この承認を受けて、平成 29 年 3 月 29 日に公表した。</p>
	<p>第 14 条第 2 項 企業会計基準及び修正国際基準を公表する際、企業会計基準及び修正国際基準の公表に賛成した委員と反対した委員の名前を企業会計基準及び修正国際基準に記載する。企業会計基準適用指針及び実務対応報告については、出席委員数と賛成委員数を記載する。</p>	<p>出席委員数と賛成委員数を記載している。</p>
	<p>第 14 条第 3 項 企業会計基準等及び修正国際基準の議決に委員が反対し</p>	<p>実務対応報告第 34 号の公表に反対した委員はいなかったため、反対した委員の反対理</p>

	た場合、企業会計基準等及び修正国際基準に、反対した委員の反対理由を記載する。	由の記載はない。
	第 14 条第 6 項 委員会に欠席した委員が書面により議決に参加することは認められない。	出席委員により議決要件が充足され、出席委員により議決が行われた。

(注) 本公開草案に対するコメントの中には、コメント募集期間を短縮したことに対して、以下のようなコメントが寄せられた。

「本公開草案のコメント期間は規則上の最低期間である 2 ヶ月から短縮されており、内容(品質)的に会計基準等として成り立つかどうかという大問題があるにも関わらず、コメント期間を短縮したことは誠に遺憾である。現在の規則上は、コメント期間の短縮を企業会計基準委員会の判断で実施可能なようだが、コメント期間の短縮を行う場合には適正手続監督委員会が許可する等の手続を設ける必要はないのか。」

適正手続規則（抜粋）

(公開草案等の公表)

第 19 条 新規の企業会計基準等の開発及び既存の企業会計基準等の改正並びに修正国際基準の改正を行う場合、原則として、公開草案を公表し、広く一般からの意見を募集する。ただし、重要性が乏しい場合など、委員長の判断により、委員会の議決を経て、公開草案を公表しないことができる。

2 また、必要に応じて、公開草案に先立ち、論点整理を公表し、同様に意見の募集を行う。

3 前 2 項による公開の期間は、原則として、2 ヶ月以上とする。ただし、重要性や緊急性を勘案し、委員会の議決により、短縮することができる。

以上

(別紙) 親委員会及び専門委員会の審議の状況

1. 公開草案の公表までの親委員会及び専門委員会における審議の状況は以下のとおりである。

(親委員会)

回数	開催日	審議内容
第 349 回	平成 28 年 11 月 18 日	・ マイナス金利に関連する会計上の論点への対応
第 350 回	平成 28 年 12 月 2 日	・ 公開草案の概要の検討
第 351 回	平成 28 年 12 月 20 日	・ 公開草案の概要の検討
第 352 回	平成 29 年 1 月 10 日	・ コメント募集及び公開草案の概要の検討
第 353 回	平成 29 年 1 月 26 日	・ 公開草案の公表議決 ・ コメント募集及び公開草案の概要の検討 ・ コメント募集のための公開期間の検討

(退職給付専門委員会)

回数	開催日	審議内容
第 87 回	平成 28 年 12 月 5 日	・ 公開草案の概要の検討

2. 公開草案公表後の親委員会における審議の状況は以下のとおりである。

(親委員会)

回数	開催日	審議内容
第 356 回	平成 29 年 3 月 13 日	・ 公開草案に対するコメントへの対応 ・ 公開草案を再度公表する必要性の有無
第 357 回	平成 29 年 3 月 28 日	・ 実務対応報告第 34 号の公表議決 ・ 公開草案に対するコメントへの対応

以 上